



予防接種補助事業について

予防接種の費用を補助します！

医療機関で受けたインフルエンザ、風しん、麻しんなどの各種予防接種（予防接種の種類は問いません。）に対して補助を行います。

※組合員が受けた予防接種が補助の対象となります。ご家族が受けた予防接種は、費用を組合員が支払っていても補助の対象とはなりません。



公立学校共済組合三重支部の組合員
（被扶養者・任意継続組合員・75歳以上の組合員（後期高齢者医療制度の被保険者）の方は対象外です。）

予防接種の接種日において、組合員資格がある方が補助対象です。



① 4,000円未満の予防接種1回につき上限1,000円
② 4,000円以上の予防接種1回につき2,000円を補助
年度内2回（①と②の補助回数の合計）まで。**令和5年度中に一度退職し、再度採用された場合でも、請求できる回数は通算2回のみです。**

※①及び②の4,000円は、自治体等から同様の補助を受けている場合には、その額を差し引いた後の額をいいます。



予防接種補助金請求書に予防接種を受けたことが分かる領収書（コピー可）を添付して、公立学校共済組合三重支部まで送付してください。

※市町や他団体から同様の補助を受ける場合、その額を差し引いた額が補助対象となりますので、受けた補助額がわかるものも添付してください。



最新の様式は当支部のホームページからダウンロードできます。
（URL https://www.kouritu.or.jp/mie/tetsuduki/dl/kousei_new/index.html）



令和6年3月8日（金）（共済組合必着）

※令和5年4月1日から令和6年2月29日までの接種が対象となります。

※毎年、期限を過ぎてからの請求がありますが、**請求期限を過ぎたものに対しては補助はできません。**

必ず請求期限までに請求書を提出してください。

不備返送分の再提出についても同様に取り扱います。

予防接種を受けたら、早めに請求書の提出を！！
毎年、請求期限経過後到着のため補助対象外となる方がいます！！

お問い合わせ 福祉班 村田・上野（伸） ☎059-224-2989

特定保健指導Q&A

?? 特定保健指導とは??


定期健康診断や人間ドックなどの結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方を対象に医療保険者（保険証の発行元）である共済組合が実施する健康サポートです。

今年度も無料でご利用いただくことができますので、ぜひご利用ください。

Q1 必ず受けなければいけませんか？

A1. 医療保険者である共済組合に実施が義務付けられていますが、組合員や被扶養者においては強制的なものではなく、罰則もありません。

共済組合では、ご自身の健康をしっかり把握し、これからも元気にお過ごしいただくためにも受けていただくことをお勧めしています。



各医療保険者に対して、国から数値目標（実施率）が定められており、目標が達成できない場合、医療保険者が長寿医療制度へ拠出する支援金に加算措置がなされることがあります。支援金に加算措置がなされると、掛金率の引上げにつながることもあるため、ぜひ受けてください。

Q2 どちらの健診機関で受けることができますか？

A2. 共済組合では、特定保健指導で数々の実績があるSOMP Oヘルスサポート（株）に特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。詳細は次のページをご覧ください。オンラインによる遠隔面接指導も可能です。

SOMP Oヘルスサポート（株）以外では、契約健診機関で受けることもできます。

契約健診機関は、共済組合ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) でご確認ください。契約健診機関での受診を希望される場合は、受診券を発行しますので、共済組合までご連絡ください。

Q3 いつまでに受ければよいのですか？

A3. 令和5年度については、令和6年8月31日までに初回の面接指導を受けていただく必要があります。なお、指導の途中で資格喪失した場合、それ以降は受けていただくことはできません。

Q4 勤務の取扱いはどうなりますか？

A4. 組合員本人が、医師、保健師等から面接指導を受けるために必要な時間及び所属所から実施機関まで往復する時間について、三重県職員のうち、公立学校職員は「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に基づき特別休暇が、三重県教育委員会事務局職員については「職務に専念する義務の特例に関する規則」の規定に基づき職務専念義務の免除がそれぞれ認められます。

市町職員については当該市町の定めるところによります。

個別訪問型特定保健指導のご案内

共済組合では、特定保健指導で数々の実績があるSOMPOヘルスサポート(株)(以下「SOMPO」)に特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。

SOMPOでは、お電話で調整をしたうえで、ご都合のよい時間(※1)に、ご自宅や職場など、ご都合のよい場所(※2)に保健師や管理栄養士が出向き、保健指導を行います。オンラインによる遠隔面接指導も可能です。

令和5年度も自己負担額は「無料」!ですので、対象となった方はぜひ利用してください。

当共済組合の人間ドック事業を利用した方で、受診した健診機関にて特定保健指導を実施された場合は、SOMPOの個別訪問型特定保健指導は利用できませんのでご了承ください。

個別訪問型特定保健指導の利用手続き

組合員本人

SOMPOから対象者の方に、所属所経由で利用に関するご案内を送付します。

SOMPOの担当者から所属所にお電話させていただき、利用の意思確認をさせていただいたうえで、ご訪問の日程や場所の調整を行います。オンライン面接も可能です。

被扶養者

共済組合から対象者の方のご自宅に、利用に関するご案内と利用申込書を送付します。

必要事項を記入していただき、利用申込書を共済組合へ提出してください。

SOMPOの担当者からお電話させていただき、ご訪問の日程や場所の調整を行います。

保健指導開始

- ※1. なるべくご都合に合わせて訪問しますが、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。
 ※2. 面談の実施場所については、各自で確保していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 福祉班 上野(伸) ☎059-224-2989

人間ドックを受診した方へ ～アンケートにご協力ください～

ご協力をお願いします！



コーヘーくん

共済組合の人間ドック事業を利用された方へアンケートを実施しています。昨年度までは一部の健診機関だけでアンケート用紙を配付していましたが、今年度からはWebアンケートを導入しました。

人間ドック事業を利用された方はどなたでも回答いただけます。より良い事業実施のため、アンケートのご協力をお願いします。

URL【 <https://kouritu.dga.jp/mie/358/> 】



組合員の特定健康診査のご案内



スズちゃん

これまで組合員ご本人は定期健康診断を受けるため、特定健康診査（いわゆるメタボ健診）の受診は不要でした。

しかしながら、昨年10月から短期組合員制度が始まり、定期健康診断の受診が必須ではない方も共済組合に加入いただくことになりました。

定期健康診断が対象外となっている方は特定健康診査を受診していただくことが可能です。受診をご希望の方は受診券を発行いたしますので、下記担当までご連絡ください。

対 象 者	定期健康診断及び当共済組合の人間ドック事業の両方を受けていない40歳以上75歳未満の組合員（※） （生年月日が昭和59年4月1日以前、かつ受診時点で75歳未満の方）
自己負担額	無料
検 査 内 容	身体測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査、診察 医師が認めたときは、眼底検査と心電図が追加されます。

※ 被扶養者の受診券は6月末に送付しています。受診券が何らかの事情でお手元に無い方や、紛失した方は再発行が可能ですのでご連絡ください。

お問い合わせ 福祉班 上野（伸）・村田 ☎059-224-2989



『公費負担医療受給者の報告書』 提出のお願い

地方自治体が実施する福祉医療費助成制度は、医療機関や調剤薬局の窓口でお支払いただいた自己負担金に対して一定額を助成するものです。この適用を受けている方々が共済組合や互助会から医療給付を受けると、窓口でお支払いただいた自己負担金以上の給付を受ける場合があります。

このような過剰給付を避けるために調整を行う必要から、組合員（会員）や被扶養者の方が、次の1から4のいずれかに該当したときは、「公費

負担医療受給者の報告書」（以下「報告書」）の提出をお願いします。ただし、福祉医療費助成制度のうち、子ども医療費助成制度の適用を受けている場合で、助成の対象者が三重県内に居住し、三重県内の市町から助成を受けているときは、提出の必要はありません。

報告書様式は、公立学校共済組合三重支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

報告書の提出が必要なケース

1. 新たに福祉医療費助成制度の受給者となったとき（更新を含む）
2. 福祉医療費助成制度の受給期間が変更となったとき
3. 福祉医療費助成制度の受給内容が変更となったとき
4. 福祉医療費助成制度の受給者でなくなったとき

提出書類

- 公費負担医療受給者の報告書
- 福祉医療費受給者証のコピー

提出先

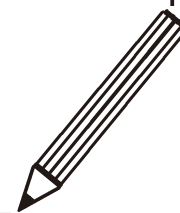
- 公立学校共済組合の組合員 ⇒ 公立学校共済組合三重支部
- 公立学校共済組合の組合員でない（一財）三重県公立学校職員互助会又は（一財）三重県職員互助会の会員
⇒ 加入するそれぞれの互助会

「福祉医療費助成制度」とは??

地方公共団体が、一定の条件を満たした方に対して、医療費の自己負担額の全額又は一部を助成する制度です。

福祉医療助成制度には、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、障がい者医療費助成制度などがあります。

手続きや給付内容等の詳細については、居住地の市区町村の福祉医療担当課へ直接お問い合わせください。



お問い合わせ 年金・給付班 日野 ☎059-224-2994
互助会 富山 ☎059-226-5234

～ 共済組合の貸付けを受けている皆さまへ～

一部繰上償還を受け付けます

受付期間

令和5年12月1日から
12月15日まで

年に2度、期末勤勉手当支給期
のみの受付です!!

お申込方法

「一部繰上償還申出書」※に、償還表と直近の給与明細の
写しを添付し、共済組合へ提出してください。

償還方法

申出書の受付後、共済組合から振込依頼書を送付しますので、
令和6年1月18日までに振り込んでください。

※用紙は、公立学校共済組合三重支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) から
ダウンロードしてください。

全額繰上償還は毎月受け付けています。詳細は担当までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉班 中道・世古口 ☎059-224-2989



人間
ドック

女性
健診

脳
ドック

はお済みでしょうか!?

人間ドックは、令和6年1月31日まで

女性健診は、令和6年2月29日まで

脳ドックは、令和6年2月29日まで
が受診期限です。お忘れのないよう受診願います。

キャンセルする方は

やむなく受診をキャンセルする方は、決定された健診機関へ受診をキャンセル
する旨を報告し、受診券の受診取消報告欄に必要事項を記入のうえ、受診券を
共済組合へ返送してください。



お問い合わせ 福祉班 上野(伸)・中道 ☎059-224-2989



皆様とともに65年そしてこれからも



1957年12月北野町に「六甲荘」として開業
おかげさまで開業65周年を迎えました

「皆様とともに65年そしてこれからも」

65周年記念のプラン・イベントなどを公式ホームページで
随時お知らせしております！

組合員皆様のご利用を職員一同お待ちしております。



六甲荘ではSDGs(持続可能な開発目標)に賛同し、持続可能な
未来の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約
お問い合わせ



ホテル北野プラザ六甲荘
Romantic Kobe feel So nice

078-241-2451(代表)
www.rokoso.com/
〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14



神戸観光おすすめスポット

神戸の新しいランドマーク

水族館 átoa
(アトア)

アクアリウムと音、光・香り
など、五感で感じる演出の
融合により幻想的な世界観
を味わえます。

六甲荘まで車で約10分！



©átoa

átoaの入場料は現地でのお支払いとなります。



※夕食イメージ

六甲荘おすすめ

65周年記念宿泊プラン

ご夕食は地産地消の食材を生かした
料理長自慢の和洋折衷創作料理

六甲 65コースをご堪能!!

1泊2食付 お一人様

14,500円~

※休前日・特定日は1,000円増になります。※料金には税金・サービス料が含まれております。

無料です

歯科健診

を受診しましょう！

対象

公立学校共済組合三重支部組合員※

※任意継続組合員及び75歳以上の組合員は除きます。

受診期限

令和6年2月29日

利用方法

受診を希望する歯科医院に予約を行った後、共済
組合へ受診券の交付申請を行ってください。
受付後、受診券を送付しますので、受診券を提出
のうえ、予約した歯科医院で受診してください。

歯周病は、糖尿病や心臓病など、
他の病気につながることも指摘さ
れていて、歯の健康を保つこと
は、他の病気の予防にもつながる
と考えられているんだよ。



詳細は、所属所長あて通知文書(令和5年4月6日付け公共三第4号)又は当支部
ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)をご覧ください。

お問い合わせ 福祉班 中道・上野(伸) ☎059-224-2989

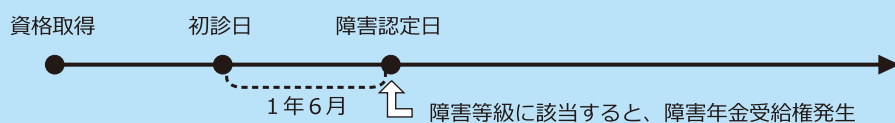


知っておきたい! 障害厚生年金

障害厚生年金は、病気やケガなどにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。被用者年金の一元化に伴い、平成27年10月以降は在職中でも支給されるようになりました。(ただし、経過的職域加算部分は、在職中は全額支給停止されます。)

受給要件

- ① 初診日^(※1)において組合員(短期組合員を除く)であること
- ② 障害認定日^(※2)に障害等級^(※3)の1級から3級に該当する障害状態にあること
- ③ 保険料の納付要件^(※4)を満たしていること



- ※1 その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- ※2 原則として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。
(1年6月経過前に特例症例に該当した場合は、各定められた日が障害認定日となります。)
- ※3 年金制度で定める等級で、障害者手帳の等級とは異なります。
- ※4 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。

特例症例

障害認定日は初診日から1年6月を経過した日となりますが、1年6か月経過前に下記の特例症例に該当した場合には、それぞれ定められた日が障害認定日となります。

症 例	特例と認められる日
上肢・下肢を切断、離断	切断、離断した日
人工骨頭・人工関節の挿入、置換	挿入、置換した日
脳血管疾患による機能障害※	初診日から起算して6ヶ月経過日以降
心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法の開始	透析開始日から3ヶ月経過日
人工肛門造設、尿路変更術の施行	造設、施行から6ヶ月経過日
新膀胱の造設	造設した日
咽頭の摘出	咽頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療法の開始	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3ヶ月経過日以降

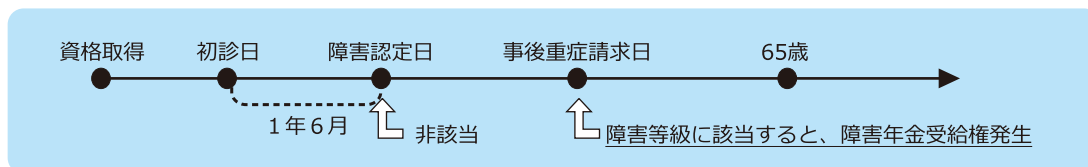
※ 脳血管疾患による機能障害については、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない場合に限られるため、請求すれば必ずしも認められるものではありません。

事後重症制度

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当しなくても、その後**65歳に達する日の前日まで**に下記要件を満たすこととなったときは、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。

- ① 初診日^(※1)において組合員（短期組合員を除く）であること
- ② **65歳に達する日の前日まで**に障害等級^(※2)の1級から3級に該当する障害状態になったこと。
- ③ **65歳に達する日の前日まで**に請求があること。
- ④ 保険料の納付要件^(※3)を満たしていること

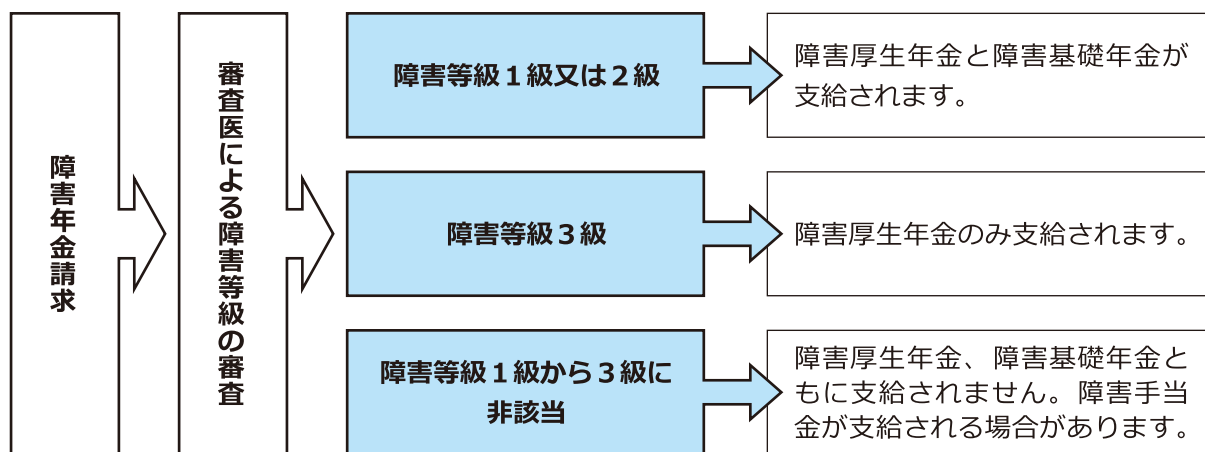
- ※1 その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- ※2 年金制度で定める等級で、障害者手帳の等級とは異なります。
- ※3 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。



請求手続

障害年金を受けるためには請求手続きが必要です。

また、障害手帳をお持ちの方も審査医による障害等級の審査を受けていただく必要があります。請求を希望される方は、初診日と傷病名をご確認のうえ当支部までご連絡ください。担当者が状況を確認し、必要書類を送付します。



かめるん

お問い合わせ 年金・給付班 森部 ☎059-224-2994

特集

令和5年度上半期(4~9月)の事業実績

共済組合

●9月末日現在の組合員数 一般組合員14,783人 一般船員組合員21人
短期組合員 5,745人 短期船員組合員 1人 任意継続組合員397人

■短期給付状況

区分	4月~9月の実績		対前年度同期比		
	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)	
法定給付	療養の給付	101,966	1,055,592,357	134.9	141.5
	入院時食事療養の給付	653	2,516,908	136.9	141.9
	訪問看護療養の給付	27	871,834	207.7	185.0
	家族療養の給付	58,638	632,483,470	123.1	124.0
	家族入院時食事療養の給付	471	2,694,504	151.0	171.7
	家族訪問看護療養の給付	179	7,279,771	153.0	168.0
	高額療養の給付	1,086	171,135,942	144.4	166.8
	療養費	4,467	16,111,666	123.2	119.4
	入院時食事療養費	0	0	0.0	0.0
	家族療養費	1,272	6,113,126	113.1	116.9
	家族入院時食事療養費	0	0	0.0	0.0
	高額療養費	513	14,239,573	138.6	97.3
	高額介護合算療養費	0	0	-	-
	薬剤支給	78,330	484,365,982	138.7	142.3
	移送費	0	0	-	-
	出産費	183	89,082,308	96.3	111.1
	家族出産費	37	17,769,395	92.5	106.0
	埋葬料	1	50,000	20.0	20.0
	家族埋葬料	2	100,000	100.0	100.0
小計	247,825	2,500,406,836	132.7	136.0	
直営保健給付	療養の給付	17	228,165	100.0	137.5
	入院時食事療養の給付	1	180	-	-
	家族療養の給付	3	26,845	100.0	44.0
	家族入院時食事療養の給付	0	0	-	-
	高額療養の給付	0	0	-	-
小計	21	255,190	105.0	112.4	
休業給付	傷病手当金	272	56,353,119	139.5	110.4
	出産手当金	3	327,258	100.0	67.6
	休業手当金	0	0	-	-
	育児休業手当金	1,719	308,236,445	96.4	102.1
	介護休業手当金	33	6,455,521	165.0	201.3
小計	2,027	371,372,343	101.2	104.1	

法定給付	災害給付	4月~9月の実績		対前年度同期比	
		件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
附加給付	弔慰金	0	0	-	-
	家族弔慰金	0	0	-	-
	災害見舞金	1	1,000,000	-	-
	小計	1	1,000,000	-	-
	合計	249,874	2,873,034,369	132.4	130.9
	家族療養費附加金	494	14,350,201	127.3	103.9
	家族訪問看護療養費附加金	0	0	-	-
	出産費附加金	188	9,400,000	114.6	114.6
	家族出産費附加金	33	1,650,000	84.6	84.6
	埋葬料附加金	0	0	0.0	0.0
家族埋葬料附加金	2	50,000	100.0	100.0	
傷病手当金附加金	15	3,652,955	44.1	45.9	
合計	732	29,103,156	116.2	90.8	
一部負担金払戻金	1,411	38,800,900	135.5	130.6	
総計	252,017	2,940,938,425	132.4	130.3	

■貸付状況

種別	4月~9月の貸付実績		対前年度同期比	
	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
一般貸付け	17	23,500,000	121.4	118.7
住宅災害貸付け	0	0	-	-
住宅貸付け	3	15,900,000	150.0	108.2
教育貸付け	4	15,400,000	80.0	117.6
災害貸付け	0	0	-	-
医療貸付け	0	0	-	-
結婚貸付け	1	1,900,000	-	-
葬祭貸付け	0	0	-	-
特別貸付け	1	400,000	100.0	133.3
合計	26	57,100,000	118.2	119.2

■一般事業等利用状況

事業名	4月~9月の利用実績		対前年度同期比	
	人数(人)	金額(円)	人数(%)	金額(%)
予防接種補助	34	58,000	340.0	322.2
プラザ洞津利用補助	684	684,000	-	-
合計	718	742,000	-	-

※新型コロナウイルス感染症患者等臨時応急処置施設の設置に伴うプラザ洞津の休業期間
令和4年4月1日から令和5年2月28日まで(令和4年度)

お問い合わせ 福祉班 世古口 ☎059-224-2989

共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会